

弘前市児童生徒の スポーツ・文化芸術活動の指針

弘前市の児童生徒が活動する
全てのスポーツ・文化芸術活動を対象としています。

▶ 適切な休養日等の設定

十分な休養と適正な活動時間で！

小学校期も中学校期も
従来どおりの週当たり2日以上（平日1日、休日1日）の休養日の設定

月	火	水	木	金	土	日
活動日	活動日	休養日	活動日	活動日	活動日	休養日

児童生徒の健全育成のために
休日のみ
活動する場合も
原則として
1日の休養日を
設定しましょう！

※現行部活動及びスポーツ・文化活動における1週間の活動イメージ。
※休日に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

1日の活動時間は

【小学校期】平日、休日ともに長くとも2時間程度。

【中学校期】平日は長くとも2時間程度、休日は長くとも3時間程度。



▶ 学校部活動等の大会等への引率

部活動指導員や外部指導者も可能

※市教育委員会が任用・委嘱する部活動指導員及び部活動アシスタントのことをいいます。
ただし、市教育委員会が主催する研修会に参加することを条件としています。

教職員の長時間勤務の解消等の観点から
必ずしも教職員が直接の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築します。

▶ 学校部活動等の地域連携等

地域の文化・スポーツの各分野の関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ及び芸術文化等の活動のための環境整備を進める。また、協議会等で理解と協力を求めます。

※本指針を踏まえた文化・スポーツ活動等の改革を推進するとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、児童生徒の活動機会の確保・充実方策を検討していきます。

